

問題 1 制限行為能力者

Xは、令和2年8月1日、17歳であるYに甲絵画を50万円で売った。Xは、甲絵画を既に引き渡しているが、Yは代金を支払わない。Yは、Xに対して、年齢を説明はしていないが、飲酒をしながらタバコを吸うことが週末の楽しみであることを話していたから、XはYが成年であると誤信していた。

Xは、Yに対して、売買代金を請求することができるか。Yから予想される反論及びその反論が認められるかどうかを踏まえて、論ぜよ。

<MEMO>

解答

1 XのYに対する売買契約に基づく代金支払請求は認められるか。

2 Xは、令和2年8月1日、Yに対し甲絵画を50万円で売っている（55条）。

Yは、17歳であり「未成年」（4条）に当たるところ、法定代理人の同意なくされた上記売買契約を取り消す（5条1項、2項）旨の反論が考えられる。

しかし、Yは自らが成年だと「詐術」（21条）を用いたとして、取消権を行使できなのではないか。Yは積極的に年齢を偽っていないが「詐術」といえるか。

3 この点、制限行為能力者の保護と取引安全の要請の調和という21条の趣旨から、「詐術」は積極的に欺いたのみならず、それに類する状況も含まれると考える。

そこで、単に制限行為能力者であることを黙秘していただだけでは「詐術」に当たらないが、他の言動と相まって相手方を誤信させた場合は「詐術」にあたると考える。

本件では、Yは成人でなければ提供を受けられないはずの酒やタバコを継続的に嗜好品として楽しむことを強調した結果、XはYが成年であると誤信している。

したがって、XはYの言動と相まってYが成年と誤信しており、「詐術」にあたる。

4 よって、Yの反論は認められず、Xの請求は認められる。

以上